

# 東松山ケーブルテレビ株式会社 iPad サービス契約約款

## (総則)

**第1条** 当社は、このiPad サービス契約約款(以下「本約款」という)に基づき、iPad サービス(以下「本サービス」という)を提供します。

## (約款の適用)

**第2条** 本約款は、当社が提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービスの契約者(以下「契約者」という)は、本約款を遵守するものとします。

2 当社は、本サービスの運営業務の一部を提携事業者および業務委託先に委託することがあります。

3 当社は、契約者の承諾なく、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとし、変更後の約款は、当社ウェブサイトにて掲載するものとします。

## (サービスの内容・提供)

**第3条** 本サービスは、当社が定めるiPad 端末(付属品を含みます。以下同じ)を提供し、当社が定める利用期間の満了日を以って、iPad 端末を無償で契約者へ譲渡するものとします。

2 本サービスは、当社の放送サービス、インターネット接続サービス、ケーブルプラス電話サービス、スマイルフォンサービスのいずれかの契約者に限り申し込みができるものとします。

3 当社は本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。

4 契約者が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。

## (契約の単位と成立)

**第4条** 本サービスの契約については、契約者が本約款に同意し、当社所定の契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを当社に提出し当社が承認した際に成立するものとします。

## (利用期間)

**第5条** 本サービスは、3年間の利用期間があります。

2 契約者は、本サービスの提供を開始した日の翌月を1と起算して36カ月の利用期間内に契約の解除があった場合には、契約の解除の日の属する月の翌月末まで一括で、料金表の定めにより解除料をお支払いいただきます。

3 利用期間終了後は、iPad 端末の所有権は契約者へ譲渡されるものとし、前項に定める満了日を以って当社は何ら担保責任を負わないものとし、iPad 端末の故障、瑕疵その他不具合について、修理故障、損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。

## (申込の撤回等)

**第6条** 契約申込者は、契約申込の日から起算して8日を経過するまでの間、iPad 端末の開封前に限り文書によりその申込の撤回又は当該契約の解除を行うことができるものとします。

2 前項の規定による契約申込の撤回等は、同項の文書を受領したときにその効力を生じます。

## (料金等)

**第7条** 契約者は、料金表に定める初期費用および月額利用料を支払うものとし、他に契約している当社の提供するサービスを解除または変更した場合は、変更後の月額利用料を支払うものとします。

2 月額利用料の支払義務は、サービスの提供を開始した日の属する月から、契約の解除があった日の属する月末まで(期間は月単位とし、提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月に属する場合は1ヵ月間とします。)が発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

3 料金の支払方法は、原則として契約者が別に契約する対象サービスの引落口座より口座振替とします。

4 当社は、原則として契約者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。

5 当社は、社会経済情勢等の変化に伴い、月額利用料等の料金を改訂することができるものとします。

## (同時加入に伴う料金の適用)

**第8条** 当社は次に定める条件を満たす場合、料金表に定める初期費用および月額利用料を適用するものとします。

(1) 基本利用料の支払いが行われている

(2) 他に契約している当社の提供するサービスの支払が行われている

## (サービスの一時休止)

**第9条** 当社は、本サービスの一時休止は認めないものとします。

## (契約者が行う契約の解除)

**第10条** 契約者は、当社が定める方法により、本サービスを解除することができるものとします。ただし、サービスの提供を開始した日が属する月およびその翌月においては、本サービスを解除することはできません。

2 既に支払われた初期費用および月額利用料の払い戻しはいたしません。

## (当社が行う契約の解除)

**第11条** 当社は、次の場合には、本サービスを解除することができるものとします。

(1) 本約款第3条(サービスの内容・提供)第2項に規定された提供条件を満たさなくなった場合

(2) 本約款に規定された支払義務を怠った場合

(3) 本約款の規定に違反した場合

2 当社は、前項の規定により本サービスを解除する場合は、予めその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## (契約者に係る負担)

**第12条** 契約者は、契約者の設備等を自己の費用と責任で準備および管理し、本サービスの利用が可能な状態に置くものとします。

## (IDおよびパスワードの管理責任)

**第13条** 契約者は、ID およびパスワードを自己の責任において厳重に管理するものとし、当社は一切管理しないものとします。

2 当社は、契約者のID およびパスワードが他者に盗用または不正使用されことよって契約者が被る損害について一切の責任を負いません。

## (iPad 端末の利用・管理)

**第14条** 契約者は、iPad 端末の利用にあたって次の行為を行わないものとします。

(1) 当社が認める場合を除き、iPad 端末を譲渡または担保に供すること

(2) iPad 端末を転貸または売却等して第三者に利用させること

(3) iPad 端末を分解、解析、改造、改変等して、引渡時の原状を変更すること

(4) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること

2 iPad 端末の保証期間は、サービスの提供を開始した日の属する月から1年間とし、契約者の故意または過失により iPad 端末に故障または損害が生じた場合は、料金表に定める修理負担金を支払うものとします。

3 契約者は、iPad 端末およびiPad 端末内の情報を自己の責任で管理し、修理・交換する場合、iPad 端末内の情報等が消去されることをあらかじめ承諾するものとします。

4 iPad 端末を修理・交換する場合、iPad 端末のカバー、ケース等のアクセサリ類は返却されないものとし、契約者自身であらかじめ取り外すものとします。

## (禁止行為)

**第15条** 契約者は、本サービスの利用にあたって次の行為を行わないものとします。

(1) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(2) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為

(3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

(4) 詐欺等の犯罪に結びつくおそれのある行為

(5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為

(6) 無限連鎖鎖を開設し、またはこれを勧誘する行為

(7) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

(8) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある(嫌がらせメール)を送信する行為

(9) 特定商取引法または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する電子メールを送信する行為

(10) 当社もしくは第三者の設備等に用いる設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

(11) その他、当社が不適切と判断する行為

## (本約款に違反した場合の措置)

**第16条** 契約者が本約款の条項に違反した場合、当社は契約者に対し、速やかに当該違反を是正することを請求します。

2 契約者が、本約款の条項に違反した日から7日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は契約者との本サービス利用に関する契約を解除することができるものとします。

## (免責事項)

**第17条** 本サービスで提供する情報の内容および品質に関連して発生した契約者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、契約者と第三者の間に生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。

2 本サービスの提供、変更、中止、若しくは廃止に関連して発生した契約者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、契約者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。

3 当社は、契約者に対して、当社の故意または重要な過失がある場合を除き、一切の損害賠償責任および月額利用料金等の返還義務を負わないものとします。

## (定めなき事項)

**第18条** 本約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および契約者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

## (管轄裁判所)

**第19条** 当社と契約者との間に紛争が生じた場合、熊谷簡易裁判所またはさいたま地方裁判所 熊谷支部を第一審の裁判所とします。

## 附則

(1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。

(2) この約款は、平成27年6月9日より実施します。

この約款は、平成28年10月1日から一部改訂します。

## 【料金表】

### 通則

#### (料金表の適用)

1 本サービスに関する料金は、この料金表の規定によります。

#### (料金の変更)

2 当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金によります。

#### (消費税相当額の加算)

3 約款の規定により、料金表に定める料金について支払を要する額は、消費税を加算した額とします。なお、消費税率が変更になった場合には料金に変更になります。

#### (料金表)

1 初期費用

(金額は全て消費税別)

他に契約している提供サービス ※注1、注2	住宅形態	料金額
TVとインターネットとケーブルテレビ電話	戸建/集合	0円
TVとインターネットと双方向	戸建/集合	0円

# 東松山ケーブルテレビ株式会社 iPad サービス契約約款

TV(デジ録W)とインターネット	戸建 / 集合	0円
TVとインターネット	戸建 / 集合	3,000円
TVとスカイワ	戸建 / 集合	3,000円
インターネットとスカイワ	戸建 / 集合	3,000円
TV-Sタイ7とインターネットとケーブルTV電話 ※注3	集合	0円
TV-Sタイ7とインターネットとスカイワ ※注3	集合	0円
TV-Sタイ7(デジ録W)とインターネット ※注3	集合	0円
TV-Sタイ7とインターネット ※注3	集合	3,000円
インターネット ※注3 とスカイワ	集合	3,000円
インターネットのみ ※注3	集合	3,000円
上記以外のサービス ※注4 または 2台目以降	戸建 / 集合	4,000円

※単位は1台ごと

## (1) サービス契約者の個人情報

1. 当社サービスを提供するため。
2. サービス提供に関する工事施工およびアフターサービス、メンテナンスを行うため。
3. サービス料金の請求を行うため。
4. 番組ガイド誌を送付するため。
5. お客様のお申し込みによる有料番組提供会社や日本放送協会の個別の契約のため。
6. サービスに関する情報および有用な情報等の提供に利用するため。
7. サービス向上を目的とした各種アンケート調査を実施するため。
8. お客様より個別にご同意いただいた目的に利用するため。
9. サービスの提供に関する各種統計処理のため。

## (2) イベント応募者の個人情報

1. イベント関連のプレゼント応募および当選者への商品発送のため。  
なお、当選者については氏名等の個人情報を公表することがあります。
2. イベント参加応募および連絡のため。

## (3) その他の個人情報

1. 受信相談等に関する問い合わせの場合は必要に応じ当社から連絡するため。
2. 自主制作番組等に関する問い合わせの場合は必要に応じ当社から連絡するため。
3. 資料請求に関するお問い合わせの場合は当社から連絡するため
4. お取引先の個人情報の場合は当社からの連絡および経理業務遂行のため。

## 3. 個人情報の利用について

- ・ 当社は、個人情報を明示した利用目的以外の目的で利用しません。
- ・ 当社は、明示した利用目的以外の目的で個人情報を利用するときは、書面・電話等により、本人の同意を得て行います。
- ・ 当社は、個人情報を当社以外のものに提供するときは、書面・電話等により、本人の同意を得て行います。
- ・ 当社は、個人情報は利用目的に必要な範囲で最新かつ正確に内容を利用します。

## 4. 個人情報の外部委託について

当社では、上記利用目的のために、お客様の個人情報の一部を、個人情報の取り扱いに関する契約を締結したうえで外部業者へ委託することがあります。  
当社が個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、当社が定めた委託先選定基準に基づき委託先を選定し、契約により個人情報保護を徹底するとともに、委託先業者に対して適切な管理・監督を行います。

## 5. 個人情報の受託について

当社では、電波障害改善対策等の業務受託に際し、対象となるお客様の個人情報を、外部事業者から受託することがあります。  
その際にお預かりした個人情報は、その受託業務の範囲内で利用します。

## 6. 個人情報の共同利用について

当社は、保有する個人情報について、商品・サービスの提供や事業活動の適正化の為、下記入間ケーブルテレビグループ会社内において共同利用を行います。共同利用する個人情報は上記利用目的のために利用します。

名称	個人情報問合せ先	「個人情報」の種類	
		「個人情報」の項目	取得の手段・方法
① 入間ケーブルテレビ	経営企画課 04-2965-0550	お客様コード、住所、氏名、電話番号 他	専用回線
② 瑞穂ケーブルテレビ	総務課 042-568-5525	お客様コード、住所、氏名、電話番号 他	専用回線
③ ゆずの里ケーブルテレビ	総務課 049-276-6300	お客様コード、住所、氏名、電話番号 他	専用回線

当社は、当社との提携に基づき提携事業者が提供する割引サービスに関しての個人情報の利用について、同意頂いたお客様の個人情報に限り、個人情報保護法23条第4項3号の規定に基づき以下のとおり共同利用を行います。

共同利用先名称	当該個人情報の管理に関する責任者	利用目的	「個人情報」の種類	
			「個人情報」の項目	「個人情報」の取得方法
KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社(提携事業者)	東松山ケーブルテレビ株式会社 個人情報保護管理者 0493-27-8200	当社とKDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社が提携して提供する割引サービス『au スマートバリュー』の案内・提供に必要な範囲で利用します	・お客様の住所、氏名、電話番号 生年月日 ・お客様がお申込またはご利用のインターネットサービス等の内容、申込・提供開始・解約等の日付等申込または契約のステータスに関する情報	直接書面

## 7. 個人情報の第三者への提供について

当社は以下の場合を除き、お客様よりいただいた個人情報を第三者に開示または提供することはありません。

1. お客様の同意をいただいた場合。
2. 法令に基づく場合。
3. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
4. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
5. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

## 8. お客様へのアクセスについて

当社は、取得した個人情報の利用目的の達成にあたって、お客様に対し、お電話または電子メールにてご連絡を取らせて頂くこともありますのでご了承下さい。

## 9. 個人情報の管理について

## 2. 月額利用料

(金額は全て消費税別)

他に契約している提供サービス ※注1、注2	住宅形態	料金額(月額)
TVとインターネットとケーブルTV電話	戸建 / 集合	1,450円
TVとインターネットとスカイワ	戸建 / 集合	1,450円
TV(デジ録W)とインターネット	戸建 / 集合	1,450円
TVとインターネット	戸建 / 集合	1,650円
TVとスカイワ	戸建 / 集合	1,650円
インターネットとスカイワ	戸建 / 集合	1,650円
TV-Sタイ7とインターネットとケーブルTV電話 ※注3	集合	1,300円
TV-Sタイ7とインターネットとスカイワ ※注3	集合	1,300円
TV-Sタイ7(デジ録W)とインターネット ※注3	集合	1,300円
TV-Sタイ7とインターネット ※注3	集合	1,450円
インターネット ※注3 とスカイワ	集合	1,450円
インターネットのみ ※注3	集合	1,650円
上記以外のサービス ※注4 または 2台目以降	戸建 / 集合	1,850円

※単位は1台ごと

## 3. 解除料

(金額は全て消費税別)

他に契約している提供サービス ※注1、注2	料金額
TVとインターネットとケーブルTV電話	1,850円×残欠期間
TVとインターネットとスカイワ	
TV(デジ録W)とインターネット	
TVとインターネット	
TVとスカイワ	
インターネットとスカイワ	
TV-Sタイ7とインターネットとケーブルTV電話 ※注3	
TV-Sタイ7とインターネットとスカイワ ※注3	
TV-Sタイ7(デジ録W)とインターネット ※注3	
TV-Sタイ7とインターネット ※注3	
インターネット ※注3 とスカイワ	
インターネットのみ ※注3	
上記以外のサービス ※注4 または 2台目以降	

※単位は1台ごと

注1.TVは、当社が貸与しているSTB(STVB含む)を設置しているご契約が対象となります。

注2.デジ録Wとは、HDD内蔵の録画機能付きSTBのことを指します。

注3.インターネットは、160M、300M、1ギガの契約が対象となります。

注4.TV、地デジ、インターネット(集合住宅160M、300M、1ギガを除く)、ケーブルTV電話、スカイワの各サービスの単独契約、上記を除く同時契約、オプションの契約が対象となります。

## 4. 修理負担金

品目	単位	料金額
iPad 端末(付属品含む)	1台ごと	実費

## 個人情報の取り扱いについて

東松山ケーブルテレビ株式会社(以下「当社」という)は、個人情報の保護について、法令を遵守し、個人情報保護方針ならびに個人情報保護規程を定め、次のように取扱いします。

### 1. 個人情報の取得について

- ・ 当社では個人情報を取得する場合は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得します。また、利用目的により、住所確認または本人確認が必要な場合には、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認(写しの入手も含む)または当社が住民票を徴求する(加入後の住所確認のためも含む)ことがあります。
- ・ 当社は個人情報の取得に際してはその利用目的を、書面・電話等で本人に通知するか、ホームページに掲載して明らかにします。
- ・ 当社は個人情報の取得は、適正な方法で行います。

### 2. 個人情報の利用目的について

当社では、お客様の個人情報を以下の目的で利用します。

# 東松山ケーブルテレビ株式会社 iPad サービス契約約款

個人情報保護センター（財団法人放送セキュリティセンター内）

電話：03-5213-4714

http://www.sarc.or.jp

当社は、お客さまの個人情報を適切に管理するとともに、漏えい、滅失またはき損等の防止のために最大限の注意を払います。お客さまの個人情報の保護と適切な取扱いに関して、役員および従業員に対し社内教育を行います。また、利用目的に応じて個人情報の保存期間を別途定め、当該期間経過後はこれを適切な方法で廃棄いたします。

## 10. 個人情報の開示・訂正について

当社は、お客様から当社が管理しているお客様の個人情報について開示の請求があった場合は、個人情報お問い合わせ窓口を通じ、原則として遅延なく開示します。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、当該請求にかかる個人情報の全部または一部を開示しないことがあります。その場合には、理由をご通知いたします。

1. 申請書に記載されている住所と当社の登録住所が一致しない場合等、ご本人からの請求であることが確認できない場合。
2. 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合。
3. ご提出いただいた申請書類に不備があった場合。
4. 当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすとき。
5. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれのあるとき。
6. 他の法令に違反することとなる場合。

当社は、お客様から個人情報の訂正等（訂正、追加または削除をいいます。）の申し出があった場合は、遅滞なく調査を行います。この場合において、当該申し出にかかる個人情報に関して誤りがあること、もしくは訂正等を必要とする事由があると認められるときは、遅延なく訂正等を行います。

## 11. 個人情報の開示・訂正等の手続きについて

### (1) 個人情報の開示・訂正等の手続き方法

開示等のご請求をされる場合は、当社所定の開示等請求書に必要事項を記入し、ご自身およびお申し出いただいた方がご本人であることを確認するために必要な書類および手数料を同封のうえ、次の宛先まで、書留、簡易書留、配達記録郵便等、配達記録が残る方法によりお申し込みください。

この方法によらない開示等のご請求（当社に直接お越しいただいた場合も含みます）には応じられませんので、ご了承ください。

また、開示等請求書の記載に不備があった場合ならびにご自身およびお申し出いただいた方がご本人であることを確認できない場合は、不本意ながらご請求に対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<<宛先>>

〒355-0072 埼玉県東松山市石橋 2221-80

東松山ケーブルテレビ株式会社 個人情報受付窓口 行

### 1. 当社所定の開示等請求書

当社所定の開示等請求書は、次の方法により交付します。

なお、FAX又は郵送による交付をご希望される場合は、開示等請求書の交付をご希望される旨及びFAXの場合はご希望される方のFAX番号、郵送の場合はご希望される方の氏名・住所を記載の上、FAX又は郵便葉書によりお申し込みください。

### 2. ご自身及びお申し出いただいた方がご本人であることを確認するために必要な書類

運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険証、年金手帳、印鑑登録証明書等の写しです。

なお、お申し出いただいた方がご自身以外の場合は、さらに次の書類も同封してください。

- ・ お客さまが未成年者又は成年被後見人の場合はその法定代理人  
申告書  
戸籍謄本又は成年後見登記事項証明書等、法定代理権があることを確認できる書類
- ・ お客さまが開示等請求を行うことにつき委任した代理人  
本人が発行する委任状（本人の実印を捺印）  
代理人の本人確認書類

### 3. 手数料

開示等のお求めに対し、1件につき1,000円（税別）を手数料としてお支払いいただきますので、1,000円（税別）分の郵便切手又は郵便為替を同封してください。なお、多額の費用を要する等の理由により所定の手数料の範囲内で利用の停止又は消去、提供の停止を行うことが困難な場合については、別途実費相当額をお支払いいただく場合があります。その場合、事前にお知らせし、ご了解をいただきます。

なお、郵便為替の場合は、郵便局所定の手数料が別途かかります。  
手数料が不足していた場合および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、ご連絡後2週間を経過してもお支払いがない場合は、開示等を行わないこととしますのでご了承ください。

### (2) 開示等のご請求の結果の通知方法

お申し出いただいた方（開示等請求書に記載された請求者の氏名及び住所）宛に、書面で郵便（日本郵政公社の本人限定受取郵便）により通知します。また、開示等を行わない場合に該当する場合は、その理由を付記して通知します。訂正、追加又は削除を行ったときはその旨及びその内容を通知します。なお、通知までに日数を要することがありますので、ご了承ください。

### (3) 開示等のご請求により取得した個人情報の利用目的

開示等のご請求により取得した個人情報は、開示等の手続きに必要な範囲内でのみ利用します。また、提出いただいた書類は、適正に廃棄します。

## 12. 苦情等の受付窓口

当社が取得した個人情報に関する苦情及びお問い合わせについては、次の「個人情報受付窓口」まで、電話、メール又は郵便によりお申し出ください。

### 個人情報お問い合わせ窓口

〒355-0072 埼玉県東松山市石橋 2220-81

東松山ケーブルテレビ株式会社 個人情報受付窓口 行

TEL 0493-27-8200 FAX 0493-27-8220（受付時間 9:00～18:00 年中無休）

E-mail web@hctv.ne.jp

## 13. 認定個人情報保護団体

当社は「個人情報保護法」第37条に規定の認定個人情報保護団体として総務大臣より認定された「財団法人放送セキュリティセンター」の対象事業者です。

当社では「個人情報受付窓口」を設置し、お客様からのお問合せや苦情等をお受けしておりますが、当社の対応に対して疑問やご不満等があり、解決を必要とされる場合、あるいは当社の取扱いがどうか不明な場合等、下記の認定個人情報保護団体へ解決の申し出をすることもできます。

（放送事業の個人情報）